

お知らせ 保育施設入所申込にはマイナンバーが必要です

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行及び子ども・子育て支援法の一部改正により、保育施設の手続きにマイナンバー（個人番号）が必要となりました。

マイナンバーは、保育料の算定及び教育・保育給付認定に係る事務において利用します。新規の申し込みの際には、「保護者（※）の番号確認」と「本人確認」を行いますので、下記のとおり書類をご用意ください。

◆マイナンバーの記入が必要な方

父・母・申込児童・同居する祖父母

※申込み児童以外の兄弟姉妹、おじ、おば等については、次の事由に該当する場合は記載が必要です。

○身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児童

◆保護者が、市役所窓口で提出する場合

保護者の個人番号確認資料	保護者の本人確認資料
<p><以下からいずれか1点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード（個人番号カード） ・通知カード ・マイナンバーが記載された住民票（原本） 	<p><顔写真入りの証明書の場合…以下からいずれか1点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード（個人番号カード） ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 ・在留カード 等 <p><顔写真無しの証明書の場合…以下からいずれか2点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険被保険者証 ・年金手帳 ・公共料金の領収証 ・社員証、学生証 ・納税通知書 等

◆保護者以外の方（代理人）が、市役所窓口で提出する場合

【例】保護者欄には父の名前が記載してあり、窓口には母・祖父・祖母が来る場合

保護者（例：父）の個人番号確認資料	代理人（例：母・祖父・祖母）の本人確認資料	代理権の確認書類
<p><以下からいずれか1点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード（個人番号カード） ・通知カード ・マイナンバーが記載された住民票（原本） 	<p><顔写真入りの証明書の場合…以下からいずれか1点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード（個人番号カード） ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 ・在留カード 等 <p><顔写真無しの証明書の場合…以下からいずれか2点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険被保険者証 ・年金手帳 ・公共料金の領収証 ・社員証、学生証 ・納税通知書 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・委任状

※ 保護者とは、入所申込書の保護者欄に記載のある方のことを指します。